

(3) 富田総裁の正貨吸收意見

奉答卑見

本行の富田総裁が、上記のような松方蔵相の主張または告諭に対し同意したいものがあると考えていたことは明らかである。外国為替手形再割引および責任代理店開設よりも「優るの良法あれば、宜しく之を開申すべし」という、蔵相告諭の言葉を受けて、告諭の日から1か月余り後の明治22年（1889年）7月12日、⁽¹⁾富田総裁は「奉答卑見」と題する意見書を松方蔵相に提出した。⁽²⁾

この意見書は、まず、本行に対する政府の要請について意見を述べる前提として二つのことを論じた。第1は、営利を目的とする企業の利害と一国貿易の利害との間には大きな違いがあることであり、第2は、正貨吸收のために用いる通貨が不換紙幣であるか、兌換銀行券であるかによって、その効果に大きな相違があることであった。

第1の点については次のように述べた。「一商賈又は一會社の営業なるものは単に営利の目的を成就するにあれば、其業務上自國の製産を傷ふも其貿易に害あるも、自己営業の權衡我れに利あれば之を行ふは其本分ならん。縱令ば外國為替を業とするに及んで自國の貿易權衡を失し、逆貿易となると仮定せんに、貿易の『バランス』自國の負債となり正貨を輸出する時に臨んで、尚外國手形（日本仕払手形）を買入れ、益々正貨の輸出を促すが如きは、自己にとりて買益あるも、一國に取ては其不利なること言を俟たざるなり」と。

第2の点に関しては次のように主張した。「不換紙幣を以て銀塊を買入れたるは、縱令其計算上に不利を来たすも、素と之れ銀紙の差損にして、只其差損の厚薄に付て取扱の巧拙を論ずるまでなれども、今や銀塊を買ふに銀貨を以てし、幾度之を買ふも其転回毎に船貨保険費及び鑄造等を損して毫も益する所なし。本是れ為替料は現送費の上に登らざるは経済の原則にして、前述の如きは経財家の最も忌む所なり。如斯きは元資の消耗するも決して其増殖を視ることなし」と。

第1の点は、横浜正金銀行が国家目的に奉仕すべき特殊銀行になったとはいえる、企業としての営利性を失っていないことを意識した発言であったことは明ら

かであろう。しかも、前述のように、同行の経営体としての安定性について本行が懸念を抱いていたとすれば、今後営利性が強く発現する可能性が大きいと考えたとしても無理からぬことであったと思われる。第2の点は、松方蔵相が、政府「準備金」を資金源とする御用外国為替の仕組みによって巨額の正貨を吸収した実績をしきりに引き合いに出すのに対して、不換紙幣を用いた「準備金」の場合と大いに異なり、銀貨兌換制下の兌換銀行券による為替買取りの保護は、銀貨で銀塊を買うのと同じであって無意味であると反論したものといえよう。

そのような前提を置いたうえ、「奉答卑見」は「代理店ヲシテ商業ヲ営マシムルノ不利ナル事」を論ずる。その趣旨は、営利の追求を目的の一つとする横浜正金銀行に、巨額の資金を託して外国為替を取り扱わせ、正貨吸収を図ることは、横浜正金銀行および本行のみならず国家にとっても不利益であるということにあったが、その点につき以下のように記している。

外国為替業務は極めて薄利の業務であって、明治21年中の横浜正金銀行外国為替損益計算を見ても、純益はわずかの4～5%にすぎない。それにもかかわらず、同行が本行の代理店として外国為替業務を営み、本行の要望に応じようとすれば、薄利の業務はいよいよ薄利となり、横浜正金銀行にとって不利となろう。なぜならば、本行が輸出を奨励し、輸入を抑制する政策を取る時は、外国為替の売買上も適当な措置を講じなければならず、たとえば貿易収支が赤字の場合には、輸入手形を買い入れれば利益があっても買入れをせず、輸出手形は高くついで買入れに努めなければならないからである。また、本行正貨準備の消長いかんによっては、外国為替の売買を制限する場合もあるからである。

仮に横浜正金銀行に外国為替業務を取り扱わせることにすると、本行としては自己の利益を捨ててただ外国為替売買を奨励するだけにとどまり、実際に外国為替相場を上下させて輸出を伸ばし輸入を抑制できる実権もなく、兌換制度の擁護上重要なことを他に一任して「傍観座視、徒らに苦慮する」にすぎないことになる。したがって、「正金銀行へ巨額の資本を投じて銀貨買収を計らしむるものは、同行に取ては不利なり、又日本銀行に取りても不利なり、両行合せて不利なれば國家経済上の不利なり」といわざるをえない、と。

以上のような論述を通じて、富田日銀総裁は、外国為替業務を営利を目的とする市中銀行にすべて一任し、かつこれに対し多額の信用を優先的、固定的に供与するような措置をとると、全般的な金融情勢のいかんにかかわらず、これら外国為替関係金融がいわば別枠扱いの形で継続されるため、内外金融の一元的調整が困難になり、兌換制度の維持という、銀本位制度下の中央銀行にとっての最大の責務を果たしがたくなることを主張したものと解することができよう。

次いで、「奉答卑見」は、諸外国の実状を見ると、いずれの国も輸出入を自然にまかせているわけではなく、その国力の強弱に応じていろいろな政策を取り、その利益を計っている。イギリスですら、自由貿易を唱えながら陰では自国の利益のため輸出奨励・輸入抑制の手段を講じている。わが国は、後進国で経済力も貿易も西欧諸国と同一に論ずることのできない状況にあるけれども、一国貿易の利益を計るという点では、中央銀行は他国と同様の方法を講じなければならない、と述べている。

このような議論の後、「奉答卑見」はこう結論する。「日本銀行は此重大の事件を他の銀行会社に託して以て為し得べきの業にあらず、冀くは其責任を全せんが為め、海外為替又は其他の方法を択び、多利少弊の道に付て準備の増殖を実行せんことを。尤も其方法順序に至ては、正金銀行從来設置する所の海外支店の如きは、尋常取引上の協議を遂げて委任するも妨げざるべし。唯巨額の資を託し挙手して其処置を望むが如きは、弊害を釀出するの媒介たるや疑を容れざる所、是れ両行の不利、國家経済の長計にあらざるなり。……正金銀行は尚強て從来の事業を継続せんことを望まば、同行をして日本銀行に合併し、以て同行株主をして満足せしむるに如かず」と。

この「奉答卑見」は、その冒頭に述べているように、「横浜正金銀行をして責任代理店たらしめんことの可否」について蔵相が告諭したのに対し、「日本銀行創立已來の状況に鑑み、将来の利害得失を反覆講究し」意見を開陳したものであった。したがって、その論議が「代理店ヲシテ商業ヲ営マシムルノ不利ナル事」を中心として展開されたのはもっともなことであり、横浜正金銀行所有の外国為替手形再割引問題について、真正面から論じられていないうらみのあったことは否

定できない。本行としてあくまでも同意しがたかったのは、「唯巨額の資を託し拱手して其処置を望む」ことになる責任代理店の委嘱であったことを本意見書は示していたといえよう。

一方、正貨吸収の方途については「多利少弊の道に付て準備の増殖を実行」すると述べるだけにとどまり、この点は説得力を欠いていた。松方蔵相は富田総裁から「奉答卑見」の提出を受けたものの、「主意分明を欠く」として「更に詳細の説明を求め」た。⁽³⁾

為替方法案

「奉答卑見」提出後2旬近くを経た明治22年7月30日、富田総裁は詳細な説明を求めた松方蔵相に対し「⁽⁴⁾為替方法案」と題する意見書を提出した。この意見書は、提出の経緯から知られるように、富田総裁の正貨吸収策を具体的に述べたものであるが、まず次のように主張した。

本行が自ら外国為替業務を取り扱うことを命じられた場合、別に奇策妙計があるわけではなく、外形上は横浜正金銀行の現行外国為替業務と異なるところはないが、同業務取扱いの成績いかんは本行正貨準備に影響し、その関係する所が大きいので、本行は目前の営利を捨てて外国為替市場の調整を図らざるをえない点は大いに相違する。「換言すれば、一は自家の営利を以て第一の目的とし、一は全体の均調を計るを以て目的を達せんが為め、営利を放棄すべし、否放棄せざるを得ず」という点が異なるのである、と。

この主張は「奉答卑見」で述べたことを繰り返したにとどまるものであったが、横浜正金銀行の営利的側面に対する不安の念が根強かったことが知られよう。そして本行が外国為替業務を取り扱う場合、政府の対外支払いによって為替市況に悪影響が生じないよう配慮すること、外国銀行による市場壟斷を防止し、わが国の貿易に不利にならないよう為替相場を常時調整することの2点に心掛けると述べた後、「為替方法案」は本行（富田総裁）の正貨吸収構想を以下のように論じている。

すなわち、①わが国の保有金銀および国内産金銀高は少量である、②国民は概

して正貨の必要性を感じず、正貨の流出に寛容であり、国内に持ち込むことは甚だ少ない、③国民は購買力の許す限り（時には購買力のいかんにかかわらず）外国品を買い入れる傾向があるので、輸出が伸長しても直ちに輸入の増大を招き、外国為替相場がわが国にとって有利になることはない。しかし、考え方によっては、このような状況のもとでの外国為替の調整はたやすいともいえる。国益を重んずる観点から、輸出を奨励する一方、輸入を抑制しさえすれば、正貨を吸収することは比較的に容易である、と。

外国為替市場が複雑でない以上、本行が自ら外国為替業務を取り扱う場合も、「成るべく単純にして弊の少なき途を撰み、之を行」えばよいことになる。したがって、「為替方法案」では次のような「組織及方法」が提案された。

イ、横浜に本行支店を設け、外国為替および兌換の事務を取り扱わせる。

ロ、平時における外国為替業務のための資金として500万円程度を準備する。

ハ、ロンドンとニューヨークの確実な銀行とコルレス契約を結び、根抵当としてロンドンのコルレス先銀行に前項資金のうち約200万円を、ニューヨークのコルレス先銀行に約100万円を差し入れておく（公債を購入してこれに充てる）。

ニ、ロンドンとニューヨークに本行駐在員を置き、コルレス先銀行や現地輸入商等との連絡折衝に当たらせる。

ホ、本邦直輸出商の荷為替に対してはなるべく便宜を与える。

ヘ、外国為替相場の調整に当たっては次の方針による。

(イ) 輸出超過に伴いまれに輸入する金銀および国内産地金銀はできるだけ兌換準備の補充に当てる。

(ロ) 直ちに流出する見込の金銀を海外から取り寄せるることは、無駄な内外諸費用を使うだけに終わるので行わない。

(ハ) 生糸・茶等季節性のある商品を輸出する前には、専ら在日外国商人の手形を買い取ってその手元をゆるめ、前記輸出商品仕入れ代金の支払いを円滑にするように取り計らう。

(ヘ) 市場の状況により、逆為替等の方法で海外の低利資金を導入して国内金融の円滑化を図る。

(ii) 地金銀相場の一時的低落など、本邦通貨の利害に関する事態が発生した時は、大蔵省と協議して臨機の措置を講ずる。

上記の説明では、本行が輸出手形をできるだけ買い取り、輸入手形の買取りを控えることによって輸出の奨励と輸入の抑制を図り、その結果実現する輸出超過に伴い流入する正貨を吸収しようとしていた、と推測してよいであろう。したがって、本行の考えていた正貨吸収の手順は、本行の為替売買操作→輸出奨励・輸入抑制→貿易収支黒字→正貨流入→正貨吸収ということになる。輸出為替の買取り一本にねらいを定めた、松方蔵相の主張する御用外国荷為替方式と比べれば、ストレートに本行の正貨吸収につながらないという相違点があったことは否めない。

いずれにせよ、この「為替方法案」は松方蔵相を納得させることができなかつた。「日本銀行の営業上最も重要な実貨回収方、即ち準備増殖の義に付、当春来或は書面を以てし、或は予自から日本銀行に臨み懇諭するところあるも、尚ほ該銀行総裁は頗る意見を異にし、答ふるに意見書〔引用者注：奉答卑見〕及為替方法案を以てす」という文言に始まる松方蔵相の「日本銀行ヲシテ正金銀行ヲ責任代理店トナシ外国為替事務ニ從事セシムル等ノ件」⁽⁵⁾は、富田総裁の主張は「該行を創設したるの盛意を誤解するもの」⁽⁶⁾であると決め付けていた。もはや話し合いによる解決は望みえなかったといえよう。

中央銀行の立場

以上のような松方蔵相と富田日銀総裁との論争の内容をふりかえる場合、この論争の行われた当時の内外環境には今日とは大きな相違があり、経済・金融の近代化は初步的な段階にあったことを忘れてはならない。当時わが国の貿易ならびに外国為替取引は、その大半が外国の貿易業者ならびに外国銀行によって占められ、為替相場も彼らにとって有利なように操作されうる状況にあり、横浜正金銀行は外国為替業務を取り扱う事実上ただ一つの本邦銀行であった。このようななかで当局者が産業・商社・銀行の自然の発達を待つ余裕はないという焦燥感に駆られてもさほど不思議ではない状況にあった。また当時の経済・金融の発展段階を反映して金融理論の水準も低く、この論争についても個々の点では明らかに疑

問を感ずる事項がいずれの側にも見受けられるが、これらをいちいちあげつらうこととは余り意義のあることとは思われない。

しかし、今日の観点からみても、どうしても見逃すことのできない重要な点がある。それは、一方で松方蔵相が、輸出の伸長→正貨の吸収という重要課題を遂行するためには、為替金融面で多額の中央銀行信用を優先的かつ固定的に利用できる仕組みの存在を不可欠と考えたのに対し、他方富田総裁は、中央銀行の最大の責務である兌換制度の維持、通貨価値の安定を達成するためには、中央銀行の自由な裁量の範囲をはみ出すような優遇措置、換言すれば、その仕組みの導入により全体としての金融調節を円滑に行うことを困難にさせるおそれのあるような優遇措置については、たとえそれがいかに有益な個別目的に寄与できるものであろうとも、中央銀行としては認めることはできないという基本的立場——金融政策の原点を強調したことである。

このような立場からすれば、責任代理店制度は到底受け入れがたいものであったといえるし、外国為替手形再割引制度についても、再割引自体は中央銀行の当然の機能の一つであるものの、再割引の仕組みの具体的な内容いかんによっては、中央銀行として自動的に受け入れられるものではなかったといえよう。富田総裁が、為替の売買を通じる為替相場の調整は、中央銀行にとって不可欠の重要な機能の一つであり、したがってこの機能を放棄して他に任せようと考え方は受け入れがたいとしたのも、上記の立場からすれば当然であったといえる。

自由貿易論者の批判

明治時代における最も傑出した経済学者と評価されている田口卯吉は、明治22年9月14日・21日・28日の『東京経済雑誌』に「財政意見の衝突」と題する論文⁽⁷⁾を掲げ、正貨吸収策をめぐる松方蔵相と富田本行総裁の論争を論評している。⁽⁸⁾

この論評によれば、松方蔵相の意見は、①日本銀行が正貨回収の策を行わなければ兌換準備を得ることができない、②公定歩合操作によって正貨の流出入を促すことはできないので、なるべく低利で外国為替手形を割り引き正貨を回収せざるをえない、③日本銀行は横浜正金銀行を責任代理店とし、年2%を超えない低

6. 外国為替手形再割引契約の締結

利で横浜正金銀行の割り引いた為替手形を再割引すべきである、という3点に要約できるとしている。（③については、責任代理店に対し日本銀行が資本を投じ、内外金融が二分されるという重要な点が抜けているので、要約としては問題があるが、以下の田口の論旨を損なうものではない。）

田口はまず、上記のような横浜正金銀行に巨額の低利資金を供給して外国為替手形を割引させるという松方蔵相の考えは保護政策にほかならず、「最も痛歎する所」⁽⁹⁾であると論駁した。徹底した自由主義経済学者であった田口にしてみれば当然の批判であったが、彼は、富田総裁の意見も、①日本銀行が正貨回収に当たらなければならない、②公定歩合操作では正貨の吸収は不可能であり、外国為替手形の割引により正貨を吸収すべきである、と主張した点では松方蔵相と異なる所はないし、松方蔵相と富田総裁の意見の対立は、前者が「之を正金銀行に委托せん」とし、後者が「之を日本銀行に於て経営せんと望」んだ点だけであると述べている。そして松方蔵相の主張するように、「日本銀行をして正金銀行の保証したる為替手形を割引せしめ」と、富田総裁の希望するように、日本銀行が「正金銀行の保証を待たずして直ちに割引を行」おうと、結果からみれば「均しく是れ日本銀行をして外国手形を割引せしめんとせらるるものにして、其差異たる所謂五十歩百歩の類たるに過ぎず」と田口は批判する。なぜならば、日本銀行が兌換銀行券を発行して外国為替手形を割り引くことは、兌換準備を海外に置くのと同一であるので、銀行券の兌換請求が切迫した時、直ちに外国為替手形を回収してこれに応ずることは不可能であるからである。「故に兌換券発行の銀行にして外国為替手形を割引するは、危険中の最も危険なるもの」であって、徹頭徹尾これに反対せざるをえないと主張した。

さらに、松方蔵相の主張する外国為替手形の再割引は、その手続き面からみると、その実は横浜正金銀行に対する無担保の固定貸と異ならないと批判した。なぜならば、日本銀行は再割引した外国為替手形を横浜正金銀行に託して取立てに出し、同手形は日本銀行の手元に残らないことになっていたからであり、また、日本銀行は一度横浜正金銀行に融通の約定をなした以上、約定金額までの融通は拒否できないからであるとした。田口は、富田総裁が松方蔵相の意見に反対した

ことは評価できるとしても、その反対理由はこれらの点にあったとは思われないと述べ、富田総裁にも批判を加えている。

また、松方蔵相も富田総裁も、公定歩合操作の正貨流出入に対する直接的効果を認めつつも、わが国ではこれによる正貨吸収は望み難いとしているが、公定歩合の引上げは兌換銀行券の収縮を通じて物価の下落をもたらし、それが輸出奨励・輸入抑制→正貨流入を結果するという「経済上争ふべからざるの理」を知らないと田口は述べている。

富田総裁がフリードリッヒ・リスト (Friedrich List) の『国民経済学体系』 (*Das Nationale System der Politischen Ökonomie*) およびヘンリー・ケリー (Henry Charles Carey) の『社会科学概論』 (*Principles of Social Science*) の入門書の翻訳を促進したことはよく知られているが、これら両書はいずれも保護貿易論を主張していた点で共通していた。「これから直ちに感得されるように、富田鉄之助自ら、日本における代表的な保護貿易論者の人一人だったのである。⁽¹⁰⁾」このような富田総裁が田口の批判にさらされたのは当然であり、「イギリス自由主義経済学、とくにジョン・スチュアート・ミルの流れを汲んだ」といわれた天野為之も、⁽¹¹⁾富田総裁の外国為替売買操作による正貨吸収策は、「詰る所は一体に為替相場を高めたるのみにして貿易上には輸出入共少しも異なる所なし」として反対していた。⁽¹²⁾

以上のように富田総裁の意見に対して、自由貿易論者からいくつかの批判が提出されている。この点に関連し、経済思想や政策の歴史をふりかえる場合、既述のようなわが国資本主義発展の特殊な事情を顧慮することなく、明治前半期における自由主義論と保護主義論とを比較対照し、単にその可否や当・不当を論ずることによっては、論争の意義の正しい理解に到達できるものではないとの見解があるが、正しくここでは、自由主義か保護主義かという点からだけで富田総裁の意見の当・不当を論ずる必要はなく、松方蔵相も富田総裁も保護主義的政策を主張していたことを明らかにすれば足りよう。両者とも、財政もしくは金融当局の責任者として、当時のわが国経済の現実をより重視せざるをえなかつたのであり、現実の状況を考慮したがゆえに、松方蔵相は横浜正金銀行を基軸とする正貨

6. 外国為替手形再割引契約の締結

吸收策を主張し、富田総裁は本行の為替操作をとことする正貨吸收策を提唱したといえよう。そして、対清戦争に備えて輸出手形の買取りによる正貨準備の増強を重視した「松方との対比でいえば、富田は国力をこえる軍備拡張よりも富国＝⁽¹⁵⁾国内経済発展を優先した」と評価されているが、他方「後進国特有の国際収支の壁を如何に乗り越えるかという問題意識において、松方のほうがすぐれて現実的であったといえるように思われる」との論評もみられる。

いずれにせよ、富田日銀総裁が中央銀行政策運営の根幹と考えられる事項につき政府と意見を異にした際、松方蔵相の再三にわたる説得にもかかわらず、臆するところなく自己の所信を堂々と展開して最後まで翻さず、後述のようについて潔く辞任するに至ったことは、本行創立後早々に中央銀行の自主性ならびに総裁のあり方につき、後世にその範を示したものとして高く評価されよう。

- (1) 前掲『日本金融史資料』明治大正編第4巻、1434ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (2) 同上、1436～1438ページ。
- (3) 同上、1432ページ。
- (4) 同上、1438～1441ページ。
- (5) 同上、1441～1453ページ。
- (6) 同上、1441ページ。
- (7) 堀経夫『明治経済思想史』株式会社明治文献、昭和50年、156ページ。
- (8) 『東京經濟雑誌』第487号（明治22年9月14日）335～339ページ、第488号（明治22年9月21日）368～371ページ、第489号（明治22年9月28日）403～405ページ。
- (9) 住谷悦治『日本経済学史』ミネルヴァ書房、昭和42年（増訂版）、130～134ページを参考。
- (10) 前掲『忘れられた元日銀総裁』289～297ページを参照。
- (11) 同上、297ページ。
- (12) 前掲『日本経済学史』120ページ。
- (13) 前掲「横浜正金銀行条例の制定と為替政策」112ページ。
- (14) 前掲『日本経済学史』116ページ。
- (15) 前掲「横浜正金銀行条例の制定と為替政策」111ページ。
- (16) 前掲「明治前期における貿易金融政策」104ページ。

(4) 外国為替手形再割引契約

富田総裁の辞任

上述のように、正貨吸収策をめぐって、松方正義蔵相と富田鉄之助本行総裁との見解は対立し、両者の間にはもはや妥協の道を見いだしえなくなった。このため、松方蔵相は「職権上適当の処分を断行し、同行をして創立の目的を失はず、其責任を曠うするなく以て國家の経済上至好の結果を致さしむる」ことに決心した。⁽¹⁾「職権上適当の処分」とは富田総裁を事実上罷免することを意味したが、明治22年（1889年）9月3日、富田総裁は願により日本銀行総裁を免ぜられることに⁽²⁾なった。

富田総裁のにわかの辞任は世上では多かれ少なかれ「意外の事件」と受け取られ、注目を集めたのは当然であろう。総裁辞任の翌9月4日付『東京日日新聞』が「富田日本銀行総裁辞職の原因」と題する記事を掲げ、さらに7日には「日本銀行総裁の更迭」と題してその見解を公にしたのをはじめ、9月7日付の『郵便報知新聞』（「富田鉄之助氏辞職の原因」）、『時事新報』（「日本銀行総裁更迭の由來」）、『東京経済雑誌』（「日本銀行総裁の更替」）も総裁辞任問題を取り上げている。

このような波紋を巻き起こした本行総裁の辞任を求めてまで、松方蔵相が横浜正金銀行に対する本行の低利資金供給を実現しようとしたのはなぜであろうか。その理由の第1としては、政府「準備金」による海外荷為替の取組み（御用外国荷為替）の廃止が考えられる。既述のように、政府が「準備金」を横浜正金銀行に貸与して海外荷為替を奨励した目的は、主として「準備金」中の紙幣を出し外国において正貨を取得することにあったが、同紙幣の正貨への転換は着々と進み、明治21年には、兌換銀行券条例を改正して「紙幣兌換の基本を確定」するまでに至った。⁽⁵⁾その反面、21年に入るころには「準備金」中の紙幣は「頗る僅少となり、到底荷為替取組に応ずるに足ら」なくなつたので、政府は横浜正金銀行に⁽⁶⁾取り扱わせてきた海外荷為替を明治22年3月限り廃止することに決した。⁽⁷⁾

しかし、政府「準備金」の貸与に代わる為替資金供給の道がなければ、横浜正

6. 外国為替手形再割引契約の締結

金銀行はその業務を一変し、国内業務を専ら取り扱う銀行となるほかはないと松方蔵相が論じたことは既に述べた。彼は、同行の業務転換に伴い、同行が多年にわたって培ってきた海外における信用を失うことは「大に我帝国の信用を傷つくるのみならず、外国為替は再び外国銀行の手に帰し、一ヶ年壱億三四千万円の貿易に属する為替料は總て外国人の所得となるべく、我国人は海外為替の事に於ては外国銀行の束縛を甘んぜざるべからず、一朝事あり正貨を海外に支出せんとする毎に外国銀行為替料を引受け、官民共に非常の損害を受くべきは往時の経歷に徴して明かなる所にして、其影響輸出入の權衡に及び國家の不利決して小少に非らず」と考へたのである。⁽⁸⁾ 一朝事ある時を考えていたことも見落とせない点であるが、上記のような判断に立てば、明治22年3月末以降の為替資金供給ルートを早急に確立する必要に迫られていたことは理解できよう。

第2に、国際収支の先行きに対する松方蔵相の危機感を挙げることができる。同蔵相は明治20年度中に、①「二十一年度予算書調製ノ期ニ際シ経済社会ノ景況ニ付建言」、②「輸入ノ暴進ニ付匡救策」、③「二十一年度予算調製ノ期ニ際シ経済社会ノ景況並ニ救済ノ儀ニ付建言」、④「二十一年度予算ノ調定着手ノ経済社会ノ状況ニ付建言」⁽⁹⁾ の四つの建言を作成しているが、いずれも国際収支の悪化予想に対し「異常な危機感」を抱いていたことを示している。

たとえば次のように述べている。明治19年に銀貨と紙幣の価値差が消滅して以来、投機もようやくおさまって各種事業の勃興を見るに至り、その資本総額は9696万円余の多きを数え、うち20年11月までの払込み分は1089万円に達した。この多額の資本は鉄道・製糸・紡績・汽船・ガス会社等の機械・器具購入に充てられ、その過半は輸入数量の増加をもたらした。このような輸入増進とともに正貨の流出が増大するのは自然の理であって、到底免れることはできないが、陸海軍の軍備拡充、官吏等海外渡航者の増大に加えて、衣料・食料その他大小の商品に至るまで外国品需要が多く、輸入の増勢はいよいよ強まる一方である。しかるに、輸出の伸長を図ろうとしても、わが国生産力の現況では輸入を賄うことはむづかしい。したがって、「今日正貨流出の勢を防ぎ、以て経済の基礎を鞏固ならしむるの方法を講究するは最も必要の主眼とす」⁽¹⁰⁾ るところである。もし「速に救済準

備の方法を定めざる時は、数年にして我国家国民は経済上至困至難の地位に陥り、或は奈何ともすべからざるの歎あらん」。今、明治21年度予算書の作成に当たり内外の経済情勢をかんがみるに、21年度に正貨準備の安定を図る措置に着手しなければ、「一両年の間我国の経済上に於て非常の激変を來し、我国家国民とともに恐らくは其困弊に堪へざる者あらん」と。⁽¹²⁾

そして松方蔵相は、「之が救治準備の方法」として、消極的には「国家国民外品消費の度合を減少する」措置を講ずるとともに、積極的には「盛に内地の産物を外国に輸出し、貿易上をして彼此の権衡を失はしめざる」ため、「貿易品の生産者製練者販売者に向て応分の保護を与ふるの外他に方法なかるべし」、「而して之が保護の方法たるや外国荷為換貸付より善きはなし」と主張し、また「更に便法を開き、歳計の余裕と日本銀行及び正金銀行の資金を合はせ盛に為換の事業を經營せば、又以て物品輸出獎励の効無きを得ず」と述べている。⁽¹³⁾ 松方蔵相が国際収支の改善を図るため、外国為替手形の買取り保護に本行も動員しようとしていたことは明らかであった。

第3に、貿易収支の逆調・正貨流出に対する危機感をいっそう強めたものとして、戦時準備を考えられよう。⁽¹⁵⁾ 松方蔵相は「兌換券準備の正貨は即國家の準備金なり、一朝海外と事あり、正貨を要するときは即是れを以て使弁せざるを得ず」と述べているが、⁽¹⁶⁾ 朝鮮における明治15年の「壬午の變」、17年の「甲申の變」を契機とする、対清戦争を想定しての軍備拡張・兵制改革の進展を背景としてみれば、戦時準備としての正貨吸収の必要性を説く蔵相の発言は、単なる一般論・抽象論でなかったことを理解できよう。明治22年1月22日の徵兵令大改正は清国に対する戦争準備の一象徴といえるが、清国北洋艦隊に対抗するため海軍力の拡充が急がれ、軍艦の購入・製造発注に伴う対外支払い資金の確保も大きな問題であったことは想像に難くない。

既述のように、松方蔵相と富田総裁との意見の対立のなかで最も重大と考えられる点は、中央銀行による内外金融の一元的調整をめぐる問題であったが、本行と横浜正金銀行の両行による内外金融分業論の立場をとる松方蔵相にとっては、以上の諸点は、たとえ非常手段を發動しても、本行との交渉を自己の構想に沿っ

6. 外国為替手形再割引契約の締結

て早急に結着させようとする強い誘因として作用したと思われる。

なおこれに関連し、明治22年2月6日公布の勅令第10号による横浜正金銀行条例の改正（6月1日施行）も見逃すことができない。この条例改正により、①これまで株主総会において株主中から互選されていた同行取締役についても、選挙後、大蔵大臣の認許を必要とする、②同行が条例・定款に反する所為をなしたとき、または大蔵大臣が危険と認める所為あるときは、大蔵大臣はこれを制止し、あるいは取締役の改選を命ずることができる、③大蔵大臣は特に監理官を派遣し、同行の諸般の事務を監視させる、ことに改められた。

このような改正が行われたのは、横浜正金銀行が同行株式を「華族世襲財産中に加へられんことを請願するを得べきに付、特別監督を其筋へ請願」⁽¹⁷⁾したからであろうが、政府は「要するに今回の改正は、従来放任に過ぎたる所を取締りて、将来の危険を予防せるもの」⁽¹⁸⁾であると説明している。したがって、政府は横浜正金銀行に対する監督規制を強化し、必要に応じて同行の業務運営を国家目的の達成へ誘導しようとしていたといえそうである。松方蔵相も本行説得の過程で、「日本銀行と同じく監理官を附して政府特別監督の一大銀行と為」⁽¹⁹⁾したことを強調しているが、その意味でこの改正は、横浜正金銀行の経営態度に対する本行の懸念を一掃もしくは緩和するための蔵相の譲歩であったとみられないこともない。もしそうであったとすれば、この点も富田総裁罷免を決意させる一因になったという推測も成り立つであろう。

外国為替手形再割引契約の締結

富田総裁の辞任した明治22年9月3日、川田小一郎が本行第3代総裁に就任したが、その1か月余り後の10月7日、本行は横浜正金銀行所有の外国為替手形を再割引するとともに、同行をして海外から銀塊またはメキシコ銀貨を輸入させる件につき、同行と締結すべき約定案を添えて大蔵大臣に上申した。この上申は一部修正のうえ10月11日に認可されたので、翌12日、本行は横浜正金銀行と外国為替手形の再割引ならびに銀塊・メキシコ銀貨輸入に関する約定を取り結び、およそ1000万円を年2%の低金利で同行に融通することにした。これに伴い明治21年

9月の特別貸付契約は廃止されたが、新たに締結した約定（いわゆる外国為替手形再割引契約）の大要は以下のとおりであった。⁽²⁰⁾

- イ、日本銀行は横浜正金銀行の所有する輸出および輸入外国為替手形の再割引を行う。日本銀行が1年間に再割引すべき同手形金額は、両銀行の協議により月割りで定める（この金額は当初年間1000万円とされた）。ただし、貿易の実情により協議のうえ再割引金額を変更することがある。
- ロ、再割引金利は年2%とする。
- ハ、日本銀行が再割引した外国為替手形は横浜正金銀行が代金の取立てを行い、日本銀行に返戻する。
- ニ、日本銀行が再割引した外国為替手形が不渡りその他の損失を被った場合は、その損失はすべて横浜正金銀行の負担とする。
- ホ、外国為替手形のうち外貨表示のみで銀貨高の記載のないものは、仮相場により本邦銀貨に換算し、日本銀行はその銀貨高に対して再割引を行い、横浜正金銀行もこの銀貨高を取立て代金として返戻する。
- ヘ、横浜正金銀行は日本銀行のために海外から銀塊またはメキシコ銀貨を輸入する義務を負う。銀塊・メキシコ銀貨を輸入した時はこれを日本銀行に交付し、再割引を受けた為替手形の取立て代金の返戻に充てる。もし返戻期日に当たる為替手形がない場合には、輸入銀塊・メキシコ銀貨の代り金を日本銀行から受領する。
- ト、この約定に基づく手形代金の取立て、金銭の出納、銀塊・メキシコ銀貨の購入・回送、その他この約定により生ずる業務は、無手数料で横浜正金銀行が取り扱う。
- チ、約定期間は2年とするが、両銀行協議のうえ大蔵大臣の認可を経て延長することができる。
上記の外国為替手形再割引契約の締結により、横浜正金銀行は、政府「準備金」による御用外国荷為替の廃止に伴う低利為替資金調達難の問題を解決することができた。しかし、この間の経緯につき二つの点で疑問が生じよう。
一つは、富田総裁辞任後、外国為替手形再割引契約締結までに1か月余りを要

したのはなぜかということである。松方蔵相の正貨吸收策に反対であったのが富田総裁だけであったならば、これほどの時日は必要なかったであろう。これに関連して、富田総裁辞任前の本行と大蔵省、横浜正金銀行との交渉の模様を報じた『東京經濟雑誌』の次の記事は注目される（傍点は引用者のもの）。

横浜正金銀行に対する1000万円の無利息預金供給の件につき、横浜正金銀行から原頭取・木村利右衛門本店支配人その他、日本銀行から富田総裁・与倉守人理事・三野村利助理事・北岡文兵衛監事・森村市太郎監事が出席し、大蔵省から松方蔵相・田尻稻次郎国債局長・秘書官が臨席して、日本銀行において協議が行われた。

まず松方蔵相が「正金銀行の今日我国に必要なる所以を説き、併せて正金銀行の請求を容られんことを望むとの意を陳べた」のに対し、富田総裁が「將に之を答へん」とて咳ぶきする瞬間に、幹事北岡文平氏先づ首を聳かし、膝を進めて伯に謂て曰く、「巨額の無利息資金借入れを要請する横浜正金銀行の「意何れの処にあるやを知らず、此儀如何に候や」と質問した。松方蔵相は「国家経済の増進を得るに於て誠に已むを得ざる所なり」と答えたが、北岡監事は次のように反論した。

「國家経済の増進を謀るもの独り正金銀行のみには限らず、本行営業の目的の如きも亦国家経済の増進を謀るに外ならず、同じく国家の経済を司る為に設けし銀行なるものを、日本銀行は何等の義務ありて斯る請求に応ぜざるべからざるか、……此義に付いては〔ママ〕綻令富田総裁に於て了諾せらるるとも、某に於ては断じて御求には応じ難し、其故如何となれば、日本銀行は株主一般の同意を得ざれば、妄りに無利息の金を貸渡すこと能はざればなり」と。

この会議後、「北岡氏は森村市太郎氏と共に直ちに伊藤枢密院議長の邸を叩き、縷々這般の事情を説き、……尚ほ之を黒田總理大臣に訴へんとて添書を伯に求めた」。森村監事が北岡監事と同行したのは、「北岡と感を同じくする所あるが為」であった。

この記事は「事実に於て多小相違したる所なきにあらざれども、斯る激論ありし事は掩ふべからず」といわれているが、富田総裁辞任後も強硬な反対意見を有する者——上記の記事が真実に近いとすれば北岡・森村両監事——が残っていた以上、本行重役集会の意思統一は容易なことではなかったであろう。再割引契約

の締結まで相当の時日を要したのももっともと思われる。

もう一つの疑問は、外国為替手形再割引契約の内容を御用外国荷為替の仕組みと比べて見ると、見逃すことのできない相違があるのはなぜかということである。第1に、御用外国荷為替のときは、横浜正金銀行は「為替出合の心配もなく手数料を受けるだけ」であったのに対し、外国為替手形再割引契約の下では、「為替の売買ともに出合結果の損益をみずから負担」しなければならなくなつた。⁽²³⁾ 第2に、御用外国荷為替のときは、外国為替手形の取立て→正貨による返金という仕組みになっていたが、再割引契約ではそうした形を取らず、銀塊・メキシコ銀貨の輸入については別途本行と横浜正金銀行とで協議することになっており、外国為替手形の取立てと正貨吸収とは直接の結び付きがなくなった。これは明らかに松方蔵相の正貨吸収構想の修正であったといえよう。

第2の点については、輸出外国為替手形の取立てによって取得した外貨を正貨に代えて本邦に回送し、本行の外国為替手形再割引に対する返金に充てることになると、横浜正金銀行は在外為替資金の不足に陥り、外国為替業務の運営が困難になるため、正貨による返金という方法は放棄されたと解されるが、御用外国荷為替方式の修正であったことは間違いない。むしろそれは、富田総裁の考えていた正貨吸収策に近付いたものといえよう。

この外国為替手形再割引契約の内容と松方蔵相の当初の構想とを比較した場合、最も重要な変化は松方蔵相と富田総裁との意見が鋭く対立した責任代理店制度が実現しなかったことであるが、これに加え外国為替手形の再割引の仕組みについても上記の修正が行われたことを併せ考えると、富田総裁辞任後も本行内部に強い反対意見があり、政府もかなりの譲歩を余儀なくされたのではなかろうか。

再割引契約の効果

明治22年10月の外国為替手形再割引契約に基づき、本行が横浜正金銀行に対し再割引した外国為替手形の枚数・金額は表6-1のとおりである。契約締結の明治22年を除く、明治30年までの8年間におけるその年平均は、2641枚・1900万円に上った。また、本行対民間貸出高総額中に占める外国為替手形再割引高の割合

6. 外国為替手形再割引契約の締結

は、明治26年までは10%を上回るか、10%弱であった。日清戦争以降はその他貸出が著しく増えたため、外国為替手形再割引の比重は3～5%に低下したが、残高ベースで見ると（表6-2）、明治26年までは20%台以上であり、日清戦争以降も10%を超えていた。ちなみに、毎月末外国為替手形再割引残高の年間平均は、表6-3のように700万円前後であった。明治29年3月24日の日本銀行課税法案に関する衆議院委員会において田口卯吉議員が、日本銀行は横浜正金銀行に対し「一千万円貸すと云ふことになつても、七百万円位いしか使はうと思つても使へない」と言っていたのはほぼ正しい。⁽²⁴⁾

表 6-1 外国為替手形再割引高

(単位：金額は千円)

明治 年	輸出手形		輸入手形		合計		対民間貸出高 に対する比率 %
	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	
22	602	5,451	424	1,531	1,026	6,982	10.5
23	1,314	13,681	1,207	5,006	2,521	18,687	12.7
24	2,104	16,617	391	1,226	2,495	17,843	10.3
25	1,590	15,675	567	1,824	2,157	17,499	11.0
26	2,067	15,931	413	1,382	2,480	17,313	9.7
27	1,741	13,036	427	2,304	2,168	15,340	5.8
28	1,327	12,563	0	0	1,327	12,563	3.4
29	2,919	21,675	2,584	10,420	5,503	32,096	5.6
30	2,240	19,388	238	1,280	2,478	20,668	2.6
累計	15,904	134,018	6,251	24,973	22,155	158,991	6.0

(出所) 各年「日本銀行営業報告」(前掲『日本金融史資料』明治大正編第10巻、昭和32年、所収)。

表 6-2 本行対民間貸出残高

(単位：千円)

明治 年末	定期貸	当座貸越	割引手形	外国割引手形(A)	合計(B)	A/B(%)
22	16,390	682	5,363	6,599	29,034	22.7
23	13,540	2,284	12,578	8,984	37,386	24.0
24	8,238	3,510	12,189	8,162	32,098	25.4
25	4,397	4,064	6,430	10,007	24,898	40.2
26	7,510	2,550	15,183	9,381	34,624	27.1
27	10,600	5,965	14,987	5,050	36,602	13.8
28	24,933	4,395	26,183	8,508	64,018	13.3
29	34,551	6,734	38,399	10,955	90,640	12.1
30	43,072	5,403	45,901	10,596	104,973	10.1

(出所) 日本銀行保有資料『半季報告材料書類』。

表 6-3 外国為替手形再割引
毎月末平均残高

明治 年	千円
22 年	4,196
23 年	7,293
24 年	7,626
25 年	7,245
26 年	6,858
27 年	7,312
28 年	4,096
29 年	9,481
30 年	7,422

(出所) 前掲『日本銀行沿革史』第1輯第2巻、48~52ページ。

一方、横浜正金銀行の側から見ると(表 6-4)、同行が割引した輸出手形のうち本行の再割引に付されたものの比率は、明治26年までは70%前後に達しており、27年以降低下傾向をたどったとはいえ30年でも26%に及んでいた。他方、輸入手形の同比率は当初からそれほど高くなく、明治30年にはわずかの2%弱にとどまっており、23年~30年の間における横浜正金銀行の輸出手形買取り高が輸入手形のそれを41.7%上回ったことからすれば、本行の外国為替手形再割引は輸出金融の円滑化ならびにこれを通ずる輸出の増大に寄与したといってよいであろう。

表 6-4 外国為替手形再割引比率

(単位: 千円)

明治 年	輸 出 手 形			輸 入 手 形		
	正金割引高(A)	本行再割引高(B)	B/A(%)	正金割引高(C)	本行再割引高(D)	D/C(%)
23	19,617	13,681	69.7	13,777	5,006	36.3
24	22,043	16,617	75.4	7,515	1,226	16.3
25	21,994	15,675	71.3	9,828	1,824	18.6
26	20,795	15,931	76.6	17,991	1,382	7.7
27	31,223	13,036	41.8	18,460	2,304	12.5
28	35,410	12,563	35.5	23,943	0	0.0
29	64,809	21,675	33.4	46,915	10,420	22.2
30	75,027	19,388	25.8	66,844	1,280	1.9
累 計	290,918	128,566	44.2	205,273	23,442	11.4

(出所) 横浜正金銀行の割引高は大蔵省『銀行営業報告』(第13次~第22次)(前掲『日本金融史資料』明治大正編第7巻上、昭和35年、所収)、本行の再割引高は表 6-1による。

大蔵省の作成したものと推測されている「高等金融機関拡張案参考書」(明治26年)は、「横浜正金銀行に於て外国輸出品為替手形の割引をなし、又日本銀行に於て其再割引をなすは我輸出貿易品に対しては非常の利便を与ふるものにして、又本邦物品の生産を増加し、輸出商業の奨励となること實に大なるものなり」と述べている。⁽²⁵⁾また、明治29年3月24日の衆議院委員会において、當時大蔵省主計局長であった松尾臣善も、「外国の貿易と云ふものも、実は正金銀行で割引をして居りましたが、其力は微々たるものでございまして、其割引を日本銀行がする

6. 外国為替手形再割引契約の締結

ことになつてから、余程手も伸びて来まし」たと発言している。⁽²⁶⁾ もっとも、外国為替手形の再割引に対して批判がなかったわけではない。

批 判

横浜の直輸出業者は横浜正金銀行の為替取扱いに対し次のような批判をしてい
⁽²⁷⁾ る。

横浜正金銀行は日本銀行より年二分の低利を以て一千万円までの資本を借受くるの特典を有せり。是れ政府が直輸出を奨励し正金を回収せんとの主意に出でたるものなり。然るに正金銀行が実際此巨万の資金を運転するを見るに、毫も直輸出を奨励せざるのみならず、却て居留地外商を保護するの事実あるなり。然る所以は、居留地外商の手形なれば、正金銀行は外国銀行と競争して非常の高価を以て之を買入れ、殆ど外国銀行をして手を引かしむるに至ると雖も、日本直輸出者の手形は容易に之を買入れずして随分不当の打歩を要求すればなり。而して此打歩の不当なることを愁訴するときは、正金銀行は直に拒絶して曰く、若し之を不当とせば宜く外国銀行に依頼すべしと。然れども日本商人は未だ外国銀行と懇意ならず、故に此拒絶に逢ふときは勢叩頭して其無礼を謝し、其打歩を払はざるべからざることとなるなり。故に其結果は、居留地外商は低利の貨幣を借りて商品を輸出するを得れども、日本直輸出者は高利を払はざるべからざることとなるなり。去れば一千万円の恩沢は全く居留地外商に帰して、日本直輸出者は全く傍観の姿となれり。

且一千万円の資金は素と正貨回収の主意に出でたことなれば、正金銀行は常に横浜の輸出手形を多く買入れざるべからざる筈なるに、聞く所に拵れば正金銀行は横浜と倫敦支店との間に常に為替の平均を保ち、横浜にて一千円の手形を買入るれば、倫敦に於ても一千円の手形を買入れ、少しも為替買入高に差額を生ぜぬ様に勉むと云へり。然らば則ち正貨回収の主意は那処にあるか、輸出奨励の事は那処にあるか。此の如き為替事業ならば見込も入らず、掛引も入らず、唯々店に坐して一千万円の資金を倫敦と横浜との間に等分に分けて手形を買入るれば、其にて済む事なりと雖も、恐くは政府が為替保護の主意は此の如きものにあらざるべし。

この批判は2点に要約できる。一つは、在日外国貿易業者が外国為替手形再割引の恩恵に専ら浴していること、もう一つは、外国為替手形の再割引は正貨吸收に役立っていないということである。

第1の批判点については、当時（明治27年1月～30年4月）農商務次官であった金子堅太郎も、「再割引の実情に大いに憤慨し、正金銀行、大蔵省をきびしく問い合わせた」といわれる。すなわち、横浜正金銀行は日本銀行の再割引による年2%の低利資金を外国の貿易業者に年6～7%で貸し付けている。香港上海銀行の金利は年10%であったから、外国の貿易業者は皆横浜正金銀行を利用するが、日本の貿易業者は少しも同行を利用していない。「特殊の保護を与へる日本銀行から二朱の安い金を借りるのは、外国人に利益を与へる為ではない、日本人の貿易を発達させる為である、それを西洋人に借すとは何事であるか」と。⁽²⁸⁾

このような批判に対し、明治28年8月に横浜正金銀行本店支配人となった高橋是清は次のように答えていた。「能く世間では、正金銀行は内国人に対する取扱を外国人通りにして呉れれば宜いと云ふことを頻りに言ふ。ドウも不公平で外国人に余計便利を与へて、日本人には便利を与へない。斯ういふけれども……正金銀行は内外の人に依て区別するのでなくして、唯だ信用の厚薄に依つて便利を与へるの多少がある。詰り信用の厚薄の事は区別せにやならぬ、内外の人に依つて区別するやうな事は決してない。夫だから内地の輸入者にしろ輸出者にしろ、資力のある者には随分大なる信用を与へて居る」。⁽²⁹⁾

横浜正金銀行も特殊銀行とはいえ銀行であった以上、顧客の信用に応じて為替を取り組まざるをえなかったことは容易に想像できよう。その結果「外国人に余計便利を与へる形になったのであろうが、外国の貿易業者のみに恩恵を与えている」という批判の当否は、外国為替手形再割引の目的が直輸出の奨励にあったのかどうかによることはいうまでもない。御用外国荷為替に代わるものとして登場した外国為替手形の再割引を、直輸出奨励策と見る者があったとしても無理からぬところであったが、松方蔵相と富田総裁との論争の過程では、直輸出の奨励ということは表面に出ていなかった。仮にそうした意図を秘めていたとしても、明治20年代の企業勃興や急速な軍備拡張に伴う輸入増を賄うためには外貨の取得が不可欠であり、そのためには国内の直輸出業者、外国の貿易業者の区別なく、ともかく輸出を伸ばす策を探らざるをえなかったという事情を考えれば、その実現は至難であったであろう。

6. 外国為替手形再割引契約の締結

当時のわが国貿易取引の国内業者・外国業者別取扱い高を見ると(表6-5)、外国の貿易業者のそれが圧倒的に大きく(輸出の8割強、輸入の7割強)、しかも彼等は信用確実な者が多かった。したがって、外国為替手形の再割引によって供与される本行低利資金の少なからざる部分が外国の貿易業者に流れたのも、やむをえなかつたといえよう。明治32年2月2日の貴族院特別委員会において金子堅太郎議員は、この点につき「輸出の方は外国人でも内国人でも、内地の物産を繁殖し所謂内地の輸出を盛んにするために、国家は外国人だらうが日本人だらうが構はない、即ち内の品物が余計に出来て余計外国へ行くから」であると政府が説明している旨述べているが、⁽³⁰⁾政府も直輸出の奨励にこだわっていなかつたことが知られよう。

表 6-5 国内貿易業者の輸出入取扱い高

(単位:千円)

明治 年度	輸			出			輸			入		
	総額(A)	国内業者取扱(B)	B/A(%)	総額(C)	国内業者取扱(D)	D/C(%)	総額(E)	国内業者取扱(F)	F/E(%)	総額(G)	国内業者取扱(H)	H/G(%)
20	52,402	6,555	12.5	44,304	6,939	15.7						
21	65,705	7,081	10.8	65,455	11,634	17.8						
22	70,060	6,781	9.7	66,103	11,753	17.8						
23	56,603	6,123	10.8	81,728	20,694	25.3						
24	79,527	8,770	11.0	62,927	15,234	24.2						
25	91,102	11,395	12.5	71,326	15,061	21.1						
26	89,712	13,654	15.2	88,257	17,353	19.7						
27	113,246	20,450	18.1	117,481	35,140	29.9						
28	117,842	26,328	22.3	129,260	35,946	27.8						
29	163,135	29,565	18.1	171,674	53,002	30.9						
30	165,753	44,374	26.8	219,300	80,420	36.7						

(出所) 古沢鉄造「横浜正金銀行条例の制定と為替政策」(渋谷隆一編『明治期日本特殊金融立法史』早稲田大学出版部、昭和52年、所収) 132ページ。

第2の正貨吸収に関する批判については、明治25年に阪谷芳郎大蔵省参事官も「海外の金銀と云ふものを日本銀行の働きを以て此地へ呼寄せる事は充分には往かない、是れは併しながら充分にやるやうにする積りではありますけれど、未だ今日は其働くが出来ない」と述べ、外国為替手形の再割引による正貨吸収がうまくいっていないことを認めていたといわれているが、明治32年1月14日の貴族院特別委員会において、田中源太郎議員が次のような疑問を提起している。「正貨の吸収はどうかと云ふと、是は漸く正金銀行に依つて引換へられる外国手形が一千五百万そそこらのものである、其外国手形も……聞く所に依りますれば、畢竟

(31)

(32)

正金銀行が糸荷為替なら糸荷為替に付しましたものの割引手形を取りまして、さうしてそれを正金銀行に流用してやつて、さうして向ふで正金銀行が取立てて居ると云ふだけで、正貨吸收でなくして其払は尽く兌換券で払ふので、幾分か正貨吸收にはなりませうが十分のことにはなつて居りませぬ」。

こうした批判・疑問に対して、当時の大蔵省理財局長松尾臣善は明治32年2月2日の貴族院特別委員会において以下のように答えている。「金貨吸收と申した所で、輸出入の上に於て例へば一千万円の輸出がある、さうして輸入が一千万円ありますれば、是は金貨で取つて来た所が又出て往く訳でありますから、それで畢竟金貨の残ると云ふことは、色々の輸出入上其他の関係に依つて或は金貨の這入ることもございませうけれども、大体金貨の這入るのは輸出超過のときでないと、本統に金貨の這入つて来ると云ふことは言ひ悪いので、必ず輸出為替を組んだものは残らず金貨で持つて来ると云ふ方針ではない、其中で取得する分だけを金貨で取ります、さうせぬと、輸出為替をしたら残らず金貨で持つて来るとすると、輸入の代金も亦金貨で担いで往かねばなりませぬ、幾度もさう云ふことをすると、本が無くなつて仕舞うと云ふことになります、それで常には輸出入の平均して居るときは為替の出合を付けて往きます」と。この発言は金本位制移行後の

表 6-6 本行正貨保有高 (単位:千円)

明治 年末	金 貨	銀 貨	金銀塊	合 計
22	143	28,794	26,323	55,260(100)
23	115	19,338	26,395	45,848(83)
24	228	22,229	34,628	57,086(103)
25	84	34,000	39,985	74,069(134)
26		35,082	46,056	81,138(147)
27		22,634	59,337	81,971(148)
28		18,912	41,570	60,481(109)
29		19,006	114,020	133,026(241)
30	63,692	1,902	33,606	99,200(180)
31	66,088	137	24,111	90,336(163)
32	74,394		36,223	110,617(200)

(注) 1. 正貨とは金貨、銀貨および金銀塊(外国貨幣を含む)とし、代理店引換元を含まない。

2. かっこ内は明治22年末を100とした指数。

(出所) 日本銀行「半季実際報告表」、「貸借対照表」(前掲『日本金融史資料』明治大正編第8巻、昭和31年、所収)。

ものであるため「金貨」の吸收が問題となっているが、輸出超過の時でなければ、外国為替手形の再割引による正貨吸收が困難なことは当然であり、銀本位制下でも事情は同じである。

ちなみに、本行の正貨保有高の推移を見ると(表6-6)、明治24年以降増加傾向をたどり、27年末には22年末比5割増となっている。その後、28年にはかなり大きく落ち込んだものの

翌29年には急増し、同年末保有高は22年末比2.4倍に達した。貿易収支の逆調にもかかわらず明治29年中に正貨保有高が著しく増加したのは、「政府より受入に係るもの多かりしに由る」ものであって⁽³⁴⁾、日清戦争の賠償金受領に伴うものであろう。したがって、この金銀地金が政府に返済されるにつれて、明治30年、31年と正貨保有高は漸減している。⁽³⁵⁾しかし、明治24年、25年の保有増は「外国貿易の順運を得たるがため自然金銀の流入した」ことによる。また「本行に於て専ら力を正貨の回収に致した」ことも指摘されている。⁽³⁶⁾

一方、正貨保有高の減少した明治23年については、「主として外国貿易輸出入の不平均に因る」ことが挙げられている。また、27年も「主に外国貿易の逆衡なりし結果」であり⁽³⁷⁾、28年は「外国貿易は結局順衡なりしも、前年以來昨年[28年]上半期に至る迄は重に逆衡なりしが為、其余勢を受けたること主なる原因」とされている。⁽³⁸⁾このような推移は、松尾理財局長の述べたように、輸出超過の時でなければ正貨吸収はむずかしいことを示しており、輸入も大幅に増加した上記期間については、結果だけから見れば、外国為替手形の再割引は正貨吸収に直接寄与する所が少なかったといえよう。

それでは、外国為替手形の再割引はいかなる意義を有していたのであろうか。明治期におけるわが国貿易構造は、先進国への生糸・茶等在来産業製品輸出→先進国からの工業製品輸入・後進国からの工業用原料輸入→後進国への軽工業製品輸出という形になっていた。富国強兵・殖産興業——急速な経済の近代化と軍備の拡充——という課題達成のために必要な、このような貿易構造を支えてきた御用外国荷為替の後を継ぐものとして、本行の外国為替手形再割引はわが国の貿易構造に密着した貿易金融の制度を、政府「準備金」という不安定な基礎によるものではなく、本行を頂点とする金融機構の中に組み込まれたものとして確立したといえよう。これに伴って横浜正金銀行は、為替取引のリスクを財政に負担させる御用外国荷為替下のような比較的安易な業務運営を許されなくなり、非合理性を多かれ少なかれ含んだ財政の保護下から、近代的合理性を基本とする、よりきびしい業務運営への転換を余儀なくされるに至った。反面、上述のような貿易構造が解消しない限り、金融機構の中に組み込まれた外国為替手形の再割引は廃止

しがたくなったということができ、本制度の存在が既述のように本行の全般的な金融調節の円滑な実施にとって、状況によっては制約条件となる虞を内包するものであったことは見逃すことができない点である。⁽⁴⁰⁾

- (1) 「横浜正金銀行ト日本銀行トノ関係ニ付松方正義ノ意見」(前掲『日本金融史資料』明治大正編第4巻所収) 1433ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (2) 「明治二十二年日本銀行営業報告」(前掲『日本金融史資料』明治大正編第10巻、昭和32年、所収) 47ページ。
- (3) 『東京経済雑誌』第486号(明治22年9月7日) 307ページ。
- (4) 前掲『忘れられた元日銀総裁』149~153ページを参照。
- (5) 明治財政史編纂会『明治財政史』第9巻、明治財政史発行所、昭和2年、427ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、必要に応じ読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (6) 同上、603ページ。
- (7) 同上、605ページ。
- (8) 前掲「横浜正金銀行ト日本銀行トノ関係ニ付松方正義ノ意見」1432ページ。
- (9) 「松方伯財政論策集」(大蔵省『明治前期財政経済史料集成』第1巻、改造社、昭和6年、所収) 542~543ページおよび545~553ページを参照。
- (10) 前掲「明治前期における貿易金融政策」104ページ。
- (11) 前掲「松方伯財政論策集」542ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (12) 同上、552~553ページ。
- (13) 同上、552~553ページ。
- (14) 同上、551ページ。
- (15) 前掲「横浜正金銀行条例の制定と為替政策」109~110ページ。
- (16) 「日本銀行ヲシテ正金銀行ヲ責任代理店トナシ外国為替事務ニ從事セシムル等ノ件」(前掲『日本金融史資料』明治大正編第4巻所収) 1452ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた。
- (17) 前掲『横浜正金銀行史』附録甲巻之一、406ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた。
- (18) 明治22年1月28日の元老院会議における法制局参事官大島邦太郎(政府委員)の横浜正金銀行条例改正趣旨の説明(前掲『日本金融史資料』明治大正編第13巻所収) 409ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた。
- (19) 前掲「横浜正金銀行ト日本銀行トノ関係ニ付松方正義ノ意見」1431ページ。
- (20) 前掲『日本銀行沿革史』第1輯第2巻、287~291ページ。

6. 外国為替手形再割引契約の締結

- (21) 前掲『東京經濟雑誌』第486号、308ページ。
- (22) 同上、308ページ。明治22年9月10日付『東京日日新聞』も参照。
- (23) 前掲『横浜正金銀行全史』第2巻、65ページ。
- (24) 「帝国議会議事速記録中金融資料」(上)(前掲『日本金融史資料』明治大正編第14巻、昭和35年、所収)545ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (25) 前掲「横浜正金銀行条例の制定と為替政策」123ページ。
- (26) 前掲「帝国議会議事速記録中金融資料」(上)543ページ。
- (27) 『東京經濟雑誌』第792号(明治28年9月21日)451~452ページ。
- (28) 前掲「横浜正金銀行条例の制定と為替政策」120ページ。
- (29) 『東洋經濟新報』第38号(明治29年11月25日)27ページ。
- (30) 前掲「帝国議会議事速記録中金融資料」(上)624ページ。
- (31) 前掲「横浜正金銀行条例の制定と為替政策」125ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた。
- (32) 前掲「帝国議会議事速記録中金融資料」(上)611ページ。
- (33) 同上、624~625ページ。
- (34) 「明治二十九年日本銀行営業報告」(前掲『日本金融史資料』明治大正編第10巻所収、以下同じ)285ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、必要に応じ読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (35) 「明治三十年日本銀行営業報告」334ページ。
- (36) 「明治二十四年日本銀行営業報告」108ページ。
- (37) 「明治二十三年日本銀行営業報告」76ページ。
- (38) 「明治二十七年日本銀行営業報告」209ページ。
- (39) 「明治二十八年日本銀行営業報告」249ページ。
- (40) 前掲「明治前期における貿易金融政策」107~108ページ。